

企業立地促進費補助金 交付要領

(平成20年3月31日付け産立第1050号経済部長通知)
(平成21年3月31日付け産立第839号経済部長通知)
(平成21年11月20日付け産立第551号経済部長通知)
(平成22年3月31日付け産立第750号経済部長通知)
(平成22年9月30日付け産立第374号経済部長通知)
(平成23年2月7日付け産立第563号経済部長通知)
(平成24年4月2日付け産振第1442号経済部長通知)
(平成26年4月23日付け産振第128号経済部長通知)
(平成30年3月30日付け産振第1036号経済部長通知)
(令和4年4月1日付け産振第2801号経済部長通知)

第1 助成の措置の対象者

北海道経済構造の転換を図るための企業立地の促進及び中小企業の競争力の強化に関する条例（平成19年北海道条例第68号。以下「条例」という。）第13条に規定する助成の措置の対象となる者は、原則として会社法（平成17年法律第86号）第2条第1号に規定する株式会社、合名会社、合資会社若しくは合同会社又は一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成18年法律第48号）第2条第1号に規定する一般社団法人若しくは一般財団法人等のうち、条例の目的に適合すると認められるものとする。

（新エネルギー供給業）

- 1 北海道経済構造の転換を図るための企業立地の促進及び中小企業の競争力の強化に関する条例施行規則（平成20年北海道規則第66号。以下「規則」という。）別表第1に掲げる新エネルギー供給業の対象者については、再生可能エネルギー発電設備を用いて再生可能エネルギーを供給しようとする者に限る。
 - (1) 規則別表第3の8に掲げる「太陽光をエネルギー源とする発電事業については、知事が特に必要と認めたもの」とは、平成24年度及び平成25年度に国から設備認定を受け、平成27年度末までに工事着手する者をいう。

第2 助成の措置の対象となる施設の範囲

（自然科学研究所）

- 1 規則別表第1に掲げる自然科学研究所とは、基本的には日本標準産業分類に掲げる自然科学研究所をいうが、新素材や新技術の開発などの基礎研究を行う施設、製品の開発・改良、生産の効率化、加工精度の向上等を目的とした製造機械の開発・改良、生産ラインの自動化・システム化などの応用研究や開発研究を行う施設及び試作・実証研究を行う施設のほか、学校教育法（昭和22年法律第26号）第96条に規定する大学に附置する研究所その他の研究施設（理工系のものに限る。）を含む。

（食関連産業）

- 2 規則別表第3の6に掲げる食関連産業の業種のうち、「一般産業用機械・装置製造業」、「農業用機械製造業」及び「生活関連産業用機械製造業」については、次に掲げる食料品製造業及び飲料・たばこ・飼料製造業に関連する施設をいう。
 - (1) 一般産業用機械・装置製造業
 - ア 冷蔵・冷凍装置、温度・湿度調整装置などの定温装置を製造する施設
 - イ コンベヤや荷受運搬設備など物流運搬設備を製造する施設
 - ウ 歯車、動力伝達用鎖など農業機械や物流運搬設備の動力伝達装置を製造する施設
 - エ その他上記に類する施設
 - (2) 農業用機械製造業
 - ア 耕うん機、農業用トラクターなどの農業用機械を製造する施設
 - イ その他上記に類する施設
 - (3) 生活関連産業用機械製造業
 - ア 農畜産物や水産物など原料素材として加工する食品加工機械を製造する施設
 - イ 瓶や缶などに充てんする機械装置を製造する施設
 - ウ ラベルやシールなど包装機械装置を製造する施設
 - エ その他上記に類する施設

（植物工場）

- 3 規則別表第3の7に掲げる植物工場とは、次に掲げるいずれかを満たす施設をいう。
- (1) 工場と一体的に展開する植物工場（工場との一体的な展開によって、熱や電力等の融通を行うことにより、省エネルギー化を図るもの）
 - (2) 実証機能を有する植物工場（地中熱や太陽熱等の新エネルギーの活用や、コージェネレーション等の先進的な省エネ設備を導入し、植物工場単体で、投資採算性の向上に向けた実証機能を有するもの）

（新エネルギー供給業）

- 4 規則別表第3の8に掲げる新エネルギー供給業の対象となる施設については、発電施設（モジュール、架台等）に加え、系統連系への接続機器（パワーコンディショナー等）及び発電施設を監視又はデータ管理等を行う施設を含む。

（新エネルギー関連製造業）

- 5 規則別表第3の9に掲げる新エネルギー関連製造業の対象となる施設については、次の発電機械等を製造する施設をいう。
- (1) 発泡・強化プラスチック製品製造業
 - ア 風力発電装置ブレードなどの発電機械及び附属品を製造する施設
 - イ その他上記に類する施設
 - (2) 暖房装置・配管工事用附属品製造業
 - ア 太陽熱温水器、ヒートポンプなどの発電機械及び附属品を製造する施設
 - イ その他上記に類する施設
 - (3) ボイラ・原動機製造業
 - ア バイオマスボイラー、中小水力発電タービンなどの発電機械及び附属品を製造する施設
 - イ その他上記に類する施設
 - (4) 一般産業用機械・装置製造業
 - ア 風力発電変速機、歯車などの発電機械及び附属品を製造する施設
 - イ その他上記に類する施設

（高度物流関連事業）

- 6 規則別表第3の11に掲げる高度物流関連事業の要件のうち、「流通加工の用に供する設備」とは、単に貯蔵した物をそのまま出荷するのではなく、荷受方や輸送面への円滑な流通を図るため、出荷の際に梱包やラベル貼りなどを行う過程が施設機能として有するものをいう。

（本社機能移転事業（設備投資））

- 7 規則第4条第1項第3号に掲げる本社機能移転事業（設備投資）の対象となる本社機能については、本社（本店登記されている住所に設置されている事業所における総務・人事・経理・企画・研究開発部門などの中枢機能をいう。

（本社機能移転事業（賃借））

- 8 規則第4条第1項第4号に掲げる本社機能移転事業（賃借）については、次のとおりとする。
- (1) 本社機能移転事業（賃借）の対象となる本社機能については、本社（本店登記されている住所に設置されている事業所における総務・人事・経理・企画・研究開発部門などの中枢機能をいう。
 - (2) 本社機能移転事業（賃借）において規則第6条第3項に規定する「雇用増の要件を満たす日」については、本社機能移転後の業務開始から雇用増の要件を満たす日までの期間は3年程度を限度とする。
 - (3) 規則別表第1に規定する本社機能移転事業（賃借）の対象基準中オの「移転することを公表すること」とは、プレスリリースや事業者のホームページなどで公表することをいう。

（環境配慮型工場等）

- 9 規則第2条第1項第6号に掲げる環境配慮型工場等については次のとおりとする。
- (1) 「工場等全体のエネルギー消費量を10パーセント以上低減」とは、通常の設定の導入を行った場合又は新エネルギーの活用を行わなかった場合の工場等の稼働に必要な年間消費エネルギー量に比して、省エネルギーのための先進的な設備の導入又は新エネルギーの活用により、年間消費エネルギー量が10パーセント以上低減することをいい、この場合の省エネルギーのための先進的な設備として対象となる設備は、当該設備の製造又は販売を行うメーカー等のカタログや証明書等により、通常の設定と比して、当該先進的な設備の性能に基づく消費エネルギー量の低減が客観的に確認可能な設備のみとする。
 - (2) 前項で定める消費エネルギー量については、北海道地球温暖化防止対策条例（平成21年北海道条例第57号）第13条第1項に規定する「事業者温室効果ガス削減等計画書」及び第14条に規定する「事業者温室効果ガス削減等計画実績報告書」に準じ、別記様式12に基づき、消費エネルギー量となるエネルギー使用量を二酸化炭素の排出量に換算して算出するものとする。
 - (3) 年間消費エネルギー低減量の割合の算出にあたっては、通常の設定の導入を行った場合又は新エネルギーの活用を行わなかった場合の工場等の稼働に必要な年間消費エネルギー量から、省エネルギーのための先進

的な設備の導入や新エネルギーの活用を行った場合の年間消費エネルギー量を差し引き、低減された年間消費エネルギー量を算出し、次により割合を算出するものとする。なお、年間消費エネルギー量については、前項に定める二酸化炭素排出量への換算を行い、年間消費エネルギー量として置き換えるものとする。

低減された年間消費エネルギー量（通常の設備の導入を行った場合又は新エネルギーの活用を行わなかった場合の工場等の稼働に必要な年間消費エネルギー量 － 省エネルギーのための先進的な設備の導入又は新エネルギーの活用を行った場合の年間消費エネルギー量） / （省エネルギーのための先進的な設備の導入又は新エネルギーの活用を行わなかった場合の工場等の稼働に必要な年間消費エネルギー量） × 100

第3 環境の保全について適切な措置がされていること

（定義）

1 規則第3条第1項第2号に規定する環境の保全について適切な措置がされていることとは、次に掲げる要件を備えていることをいう。

（1）当該工場等の新設又は増設について、北海道公害防止条例（昭和46年北海道条例第38号）第25条、第27条、第40条若しくは第42条若しくは別表第1に掲げる法律（以下「公害関係法令」という。）の規定による届出を要することとされていないこと又はこれらの規定による届出を要することとされている場合において、当該届出をし、かつ、当該届出に対し北海道公害防止条例第28条若しくは第43条の規定による計画変更命令、計画廃止命令若しくは計画変更勧告若しくは公害関係法令の規定による計画変更命令、計画廃止命令若しくは計画変更勧告（以下「計画変更命令等」という。）を受けなかったこと若しくは計画変更命令等を受け、これに従ったこと。

（2）北海道内に有する工場等について、北海道公害防止条例第33条第1項、第36条第1項若しくは第48条第4項の規定による一次停止命令又は公害関係法令の規定でこれに相当するものによる命令を受けこれに従わなかった事実のないこと。

（要件に適合することの確認）

2 総合振興局及び振興局においては、認定申請書の進達及び補助金の交付に当たって、事前に公害防止担当部局と十分協議し、前項に定める要件に適合することを確認するとともに、確認結果を記載した別記様式1の書類を進達書面に添付するものとする。

別表第1

大気汚染防止法（昭和43年法律第97号）

水質汚濁防止法（昭和45年法律第138号）

ダイオキシン類対策特別措置法（平成11年法律105号）

騒音規制法（昭和43年法律第98号）

振動規制法（昭和51年法律第64号）

工場立地法（昭和34年法律第24号）

悪臭防止法（昭和46年法律第91号）

第4 投資額の算定関係

（工場等の更新を伴う増設）

1 規則第5条第3項に規定する「工場等の増設（施設の更新を伴うものに限る。）」とは、既に北海道内に工場等を有する者が、施設を更新することにより、次のいずれかに該当する場合をいう。

（1）工場にあっては、生産工程等の変更による生産性又は作業効率の向上、新たな生産ライン及び機械設備等の導入により、既存工場の生産量等の製造の能力と比較して、増設する工場の製造の能力が増加する場合。

（2）新エネルギー供給施設にあっては、発電設備等の変更や導入等により、既存の新エネルギー供給施設の能力と比較して、増設する新エネルギー供給施設の能力が増加する場合。

（3）データセンター事業、自然試験研究所、高度物流関連事業、IT産業又はコールセンター事業にあっては、増設する当該施設の床面積（営業等に供する部分を除く。以下同じ。）が既存施設の床面積と比較して増加する場合又は能力等が高まる場合。

（工場等の更新を伴う増設の投資額の算定）

2 規則第5条第3項に規定する「工場等の増設（施設の更新を伴うものに限る。）のための投資額の算定」は、原則的に下記により算出された額とする。

（取得価額の合計額） × {（更新後の製造の能力等） － （更新前の製造の能力等）} / （更新後の製造の能力等）

(投資額の算定の対象となる施設の範囲)

3 規則第5条第1項に規定する投資額の算定に係る「工場等の内部環境施設、福利厚生施設、敷地内の環境整備施設」とは、次に掲げるものをいう。

なお、専ら販売又は営業を目的とする施設、物流関連施設（工場等と機能的に一体となっているものを除く。）、職員住宅、独身寮、体育館、会館等は、投資額の算定には含まない。

- (1) 内部環境施設
見学者用施設（展示用施設を含む。）、会議室、教育研修関連施設、守衛室、倉庫その他これらに類する施設
- (2) 福利厚生施設（職員が利用するものに限る。）
休憩室、食堂、売店、トイレ、更衣室、浴室、シャワー室、仮眠室、診療室及び保育・託児施設その他これらに類する施設
- (3) 敷地内の環境整備施設
緑化施設、駐車場その他これらに類する施設

(親会社・子会社に係る投資)

4 事業者が会社法（平成17年法律第86号）第2条第3号ないし第4号に規定する親会社、子会社（以下、「親会社」「子会社」という。）の関係にある場合において、親会社が投資を行い、子会社に操業を行わせるときは、親会社及び子会社を一体のものとして取り扱い、この規則による助成の措置に係る申請者は、親会社とする。

なお、親会社及び子会社で投資をする場合は、この規則による助成の措置に係る申請者は、親会社とし、親会社及び子会社の投資額を算定対象とする。

(施設設置者等と物流事業者が異なる高度物流事業に係る投資)

5 高度物流事業において、施設設置者（高度物流施設を所有し、これを賃貸の用に供する者をいう。）と物流事業者が異なる場合にあつては、次に掲げるとおりとする。

(1) 次の要件を満たす場合（以下、「賃貸型高度物流関連事業」という。）を補助対象とすることにし、2者の投資額を算定対象とする。なお、立地計画認定申請及び立地計画変更認定申請、認定承継承認申請、認定辞退届、補助金交付申請は、施設設置者、物流事業者の連名で行うものとする。

ア 施設設置者が当該高度物流関連事業の建物を新設又は増設し、これを賃貸の用に供すること。

イ 物流事業者が当該高度物流関連事業の施設を賃借し、かつ、当該高度物流関連事業の施設において業務を開始すること。

ウ 施設設置者及び物流事業者の双方が、親会社、子会社又は関連会社ではないこと。

エ 当該高度物流関連事業の施設について施設設置者と物流事業者との間に賃貸借の期間を10年以上とする契約があること。

(2) 賃貸型高度物流事業における設備投資額は施設設置者と物流事業者の設備投資額の合計額とし、補助金額は施設設置者と物流事業者の設備投資額の合計額に対して規則第12条で定める範囲で施設設置者に対して交付することとする。

施設設置者と物流事業者間の補助金の配分については、両者の協議によるものとする。

(3) 賃貸型高度物流事業であるか否かに関わらず、高度物流関連事業の新設及び増設の判断は施設設置者を基準に行うものとし、物流事業者が別に高度物流関連事業を独自に実施する場合には、別途、当該物流事業者について新設又は増設の判断を行うものとする。

(4) 知事が定める期間内に、契約を解除した場合には、施設設置者は、解除の日の翌日から起算して1年以内に当該高度物流関連事業の施設に係る賃貸契約を他の物流事業者と締結し、当該物流事業者が業務を開始すること。ただし、知事がやむを得ない事情があると認める場合は、この限りではない。

ア 「知事が定める期間」とは、10年とする。

イ 「契約を解除した場合」には、物流事業者の撤退、賃貸契約不履行等、施設設置者の責によらない場合を含む

ウ 「知事がやむを得ない事情があると認める場合」とは、世界経済の変動など予測不能な経営環境の変化について、施設設置者の責に帰さない合理的な理由が存する場合をいう。

(5) 前項において、補助金の返還事由がある場合、知事は施設設置者に対し規則第18条に基づき補助金の返還を命ずる場合がある。

(投資額の算定に係る留意事項等)

6 その他投資額の算定に当たっては、次に掲げるとおりとする。

(1) 工場等の建物内にある投資額の算定の対象とならない部分は、その床面積を基礎として建物に係る投資額から控除することとする。

なお、算定の対象とならない部分との共用部分についても同様とし、床面積を基礎として当該共用部分の建物に係る投資額から、算定の対象とならない割合を控除することとする。

(2) リース物件については、法人税法（昭和40年法律第34号）第64条の2第3項に規定するリース取引

(いわゆる「ファイナンス・リース取引」に該当するもの。)に該当する設備であって、法人税法施行規則(昭和40年大蔵省令第12号)別表16(四)の減価償却資産の償却額の計算に関する明細書に記載されるものは、投資額の算定の対象とする。

- (3) 投資額の算定の対象とする減価償却資産の取得時期は、工場等の工事に着手する日から工事の完成する日までに取得されたものに限るものとする。
- (4) 工場等の施設に未使用部分がある場合、当該部分が投資額の算定の対象となる用途に供される計画がある場合にあっては、当該部分を投資額に含むことができる。
- (5) 道内で製作されたソフトウェアとは、当該工場等の新增設に伴って購入されるソフトウェアであって、道内の事業所において当該事業所に所属する技術者が製作に携わったものとする。

第5 過去に補助対象となった工場等の取扱い

規則第12条第1項に規定する補助金の交付対象となった工場等(以下「補助対象工場等」という。)で、操業等を休止又は廃止したものを新たに取得する場合にあっては、再度、同一の施設を助成の措置の対象としない。

ただし、当該補助対象工場等について増設を行った場合については、増設部分についてはこの限りではない。

なお、次に掲げる場合にあっては、新たに助成の措置の対象とすることができる。

- (1) 補助対象工場等の操業等を休止又は廃止した理由が倒産による場合であって、当該補助工場等が競売又は債権者等により処分された場合
- (2) 補助対象工場等について、規則第18条第1項の規定に基づき補助金が返還された場合
- (3) 補助対象工場等について補助金交付後10年を経過している場合

第6 他の補助制度との併給調整関係

(道及び道内の市町村以外の補助制度により補助を受けている場合)

- 1 規則第5条第2項及び第5項第3号で規定する「道及び道内の市町村以外の補助制度」とは、投資額の算定対象となる施設を補助対象としているものであって、かつ財源の全額又は一部が道費(道内の市町村においては当該市町村の単費)である補助制度以外のものをいい、道又は道内の市町村が間接補助事業者として補助金を交付するものを含むものとする。

(道の他の補助制度により補助を受けている場合)

- 2 規則第12条第2項で規定する「道の他の補助制度」とは、財源の全額又は一部が道費である補助制度をいい、投資額の算定対象となる施設を補助対象としているものをいう。
なお、控除の対象となる当該道の他の補助制度による補助金の額は、既に道の他の制度により実際に交付を受けた補助金額とする。

第7 雇用増の算定関係

(雇用増の対象となる職種)

- 1 雇用増には、規則第2条第1項第2号又は規則第2条第2項で規定する要件を満たす者であって、操業等に直接従事する者のほか、工場等の操業等に関する総務、生産管理又は資材管理等の業務に従事する者(営業及び販売、配送等に従事する者を除く。)を含むものとする。

(雇用増の算定の基準日)

- 2 常用雇用者の人数には、当該工場等の操業開始の日において当該工場等に雇用されていた者のほか、操業開始後順次採用された雇用者を含めるものとし、補助金交付申請日において現に雇用されている者の数を基準に算定することとするが、「出向者」については、規則第6条第1項に定める立地計画の認定申請日以降から補助金の交付申請までに出向した者を上記の基準日の算定対象とする。

(交付申請後の雇用者の変動)

- 3 交付申請日を経過して実地検査までの間に、補助金交付申請日において雇用していた雇用者の全部又は一部を雇用しなくなった場合であって、当該雇用者を補充するための雇用者を採用しているときは、当該雇用者の数を含めて算定するものとする。

(親会社・子会社に係る雇用増)

- 4 事業者が親会社・子会社の関係にある場合においては、操業を行う事業者が直接雇用する常用雇用者に係

る雇用増を算定の対象とする。

(賃貸型高度物流事業に係る雇用)

5 賃貸型高度物流関連事業の施設においては、操業を行う物流事業者の常用雇用者及び出向者に係る雇用増を算定の対象とする。

(実質的に雇用期間の定めがない者と同様の者)

6 雇用期間の更新により、実質的に雇用期間の定めがない者と同様な取扱いを行っており、雇用契約書等で確認できる場合については、雇用期間の定めのない者とみなすものとする。

(出向者に係る二重出向の禁止)

7 規則第2条第2項に定める「出向者」については、出向元との出向契約において二重出向を禁止する条項を設けなければならない。また、「出向者」自身についても、二重出向者であってはならない。

(増設における既に認定された出向者の取扱)

8 増設時に既に認定された出向者がいる場合には、その出向者は既存常用雇用者数及び道内既設事業所に含めるものとする。

第8 補助金の算定関係

(補助金の額の端数処理)

1 規則第12条の規定による補助金の額に千円未満の端数を生じたときは、その端数を切り捨てるものとする。

(類型Ⅱにおける補助金の額の算出)

2 規則別表第2の類型ⅡのXIIに基づく第4欄イに規定する雇用増を基準とする補助金の額の算定にあたっては規則第2条第2項第に定める出向者であって知事が認めた者1名に限り含める。

(類型Ⅱにおける補助金の額の調整)

3 規則別表第2の類型Ⅱの基準XIIに基づく第4欄アに規定する投資額を基準とする補助金の額の算定にあたっては、算出額が、規則別表第1の基準XIIのウに規定する市町村が行う立地助成措置の助成内容を上回ると認められる場合は、相当額となるように調整を図るものとする。

(新エネルギー供給業における市町村支援の対象である確認)

4 類型Ⅰの新エネルギー供給業における認定申請書の進達及び補助金の交付に当たって、総合振興局及び振興局においては、事前に市町村の担当部局と十分協議し、市町村支援の内容を確認するとともに、確認結果を記載した別記様式2の書類を進達書面に添付するものとする。

(市町村が行う立地助成措置の助成内容の確認)

5 総合振興局及び振興局においては、認定申請書の進達及び補助金の交付に当たって、事前に市町村の担当部局と十分協議し、前項に定める市町村が行う立地助成措置の助成内容を確認するとともに、確認結果を記載した別記様式2の書類を進達書面に添付するものとする。

(類型Ⅱにおける限度額の取扱い)

6 規則別表第2の類型Ⅱの基準XIに基づく第4欄に定める補助金の額の算定にあたっては、同欄のア及びイに定める額の合計額と投資額とのいずれか低い額としているが、限度額との関係における充当の順位は次に掲げるとおりとする。

(1) 同欄のアで算出した額と同欄のイで算出した額の合計額が投資額を超える場合は、アで算出した額を優先して充当することによりアの算定額を確定する。次いで、残額について投資額に満つるまでの額をイに係る算定額として確定することとする。

(2) 規則別表第2の類型Ⅱの基準XIに基づく第5欄に定める補助通算限度額については、別表第2の類型Ⅱの基準XIに基づく第4欄のアの確定した算定額を通算した額とする。

(環境配慮型工場等における限度額の取扱い)

7 環境配慮型工場等に該当する場合は、規則別表第2の各基準に基づく第5欄に定める補助通算限度額については、各基準に基づく第4欄における環境配慮型工場等の補助率から1%を減算し算定した額を補助通算限度額の基準とする。

第9 補助金の返還関係

(操業等の休止又は廃止に関する協議)

1 規則第17条第2項に規定する操業等の休止又は廃止に関する協議とは、次に掲げる事項についての協議をいう。賃貸型高度物流関連事業においては施設設置者が操業等の休止又は廃止するときをいう。

- (1) 操業等の休止又は廃止に至る理由
- (2) 雇用者に対する賃金及び退職金等の支払状況
- (3) 解雇する雇用者の今後の処遇
- (4) 補助金の対象とした施設の今後の取扱い

なお、補助金の対象とした施設の今後の取扱いについて、補助対象施設等につき有効利用の計画がある場合は、具体的な見通し及び計画等を協議事項の中で明示させること。

(操業等の休止又は廃止に関する協議において知事がやむを得ない理由があると認める場合)

2 規則第18条第1項第3号ウで規定する「知事がやむを得ない理由があると認めた場合」とは、具体的には規則第17条第2項に規定する協議に係る各事項につき次のように判断されることをいう。

- (1) 操業の休止又は廃止に至る理由が、規則第18条第1項第3号ア及びイによる場合（天災・倒産）以外であること
- (2) 雇用者に対する賃金及び退職金等の支払い状況が関係法令等に基づき適正に行われていること
- (3) 解雇する雇用者に対して、再就職の斡旋等を行うなど適切な対応がなされていること
- (4) 他事業での利用等により、補助対象施設等が有効活用されることが、計画書等により確認されていること

なお、規則第18条第1項第3号ウの規定による操業等の休止又は廃止に関する協議の結果、補助金の返還が免除された場合においては、補助金の算定対象となった財産を処分する際、知事の承認を受ける必要はないものとする。

(その他知事が定める倒産に該当する事由)

3 規則第17条第2号に規定する「その他知事が定める事由に該当する事態」とは、事業者が経営破綻を来し、債務の支払不能、手形や小切手の不渡りによる銀行取引停止処分を受けた場合、事業者の事業中止・廃業・清算といった状態にある場合をいう。

(補助金の返還額の算定)

4 規則第18条第1項で規定する補助金の返還額は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 規則第18条第1項第1号に規定する「偽りその他不正の手段により補助金の交付を受け、又は受けようとしたとき」については、原則的に既に交付した補助金の全額とするが、「偽りその他不正の手段」の関係する範囲や程度を考慮して総合的に判断することとする。
- (2) 規則第18条第1項第2号に規定する「補助金の交付の決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき」については、既に交付した補助金の全額とする。
- (3) 規則第18条第1項第3号に規定する「補助金の交付の決定後10年以内に当該工場等の操業等を休止し、又は廃止したとき」については、工場等が操業等の休止又は廃止をした直前における、補助金の算定の対象となった減価償却資産の評価額（以下「廃止直前の評価額」という。）を基準として、下記により算定した①の額とし、分割交付の場合は①又は②のいずれか低い額とする。

ア 廃止直前の評価額における補助金相当額

$$(\text{廃止直前の評価額}) \times (\text{当該交付決定に係る交付決定を受けた補助金の総額}) \sim \text{①} \\ (\text{当該交付決定に係る算定の対象となる投資額})$$

イ 当該交付決定に係る既に交付した補助金の総額 ～②

第10 届出の手續関係

(工事の着手の届出)

1 認定事業者は、当該工場等の工事に着手したときは、当該着手の日（規則第6条1項の規定による認定前に当該工場等の工事に着手したときは、当該認定の日）から10日以内に、別記様式3の工事着手届により知事に届け出なければならない。

なお、工事の着手の日とは、次に掲げる日とする。

- (1) 工場等の建物等の建設に着手した日
- (2) 建物等を買取る場合は、当該建物等を取得した日

ただし、当該工場の建物等の建設に先立ち機械設備等の取得を行う場合については、そのいずれかの機械設備等を取得した日をもって着手日とすることができる。

(工事の完成の届出)

- 2 認定事業者は、当該工場等の工事が完成したときは、当該完成の日（規則第6条1項の規定による認定前に当該工場等の工事が完成したときは、当該認定の日）から10日以内に、別記様式4の工事完成届により知事に届け出なければならない。

(操業等の開始の届出)

- 3 認定事業者は、当該工場等の操業等を開始したときは、当該操業等の開始の日（規則第6条1項の規定による認定前に当該工場等の操業等を開始したときは、当該認定の日）から10日以内に、別記様式5の操業（事業）開始届により知事に届け出なければならない。

(認定計画の変更の届出)

- 4 認定事業者が、次に掲げる事項の変更を生ずる場合は、変更後速やかに、別記様式6の認定計画変更届により知事に届け出なければならない。
- (1) 工事完成予定年月日又は操業等の開始予定年月日について、当該認定事業者の決算期を超えた変更が生ずる場合
- (2) 認定計画の「5 企業立地に必要な資金の調達計画」欄「(2) 他の補助金の交付（予定）」に記入した、道の他の補助金（建設工事費に限る。）に係る「交付（予定）額」に変更が生ずる場合

(補助金の使途の報告)

- 5 補助事業者は、規則第15条の規定により補助金を当該補助金の投資額の算定の対象となった施設又は当該施設に係る敷地である土地に充当したときは、速やかに、別記様式7の補助金使途報告書により知事に報告しなければならない。

(事業者の名称、住所、代表者の変更の届出)

- 6 事業者の名称、住所又は代表者に変更を生じた場合、及び合併等の組織変更を行った場合にあっては、変更後速やかに、別記様式8の登記事項等変更届により、法人の登記事項証明書等の証明書類を添附して知事に届け出なければならない。

(工場等の譲渡の届出)

- 7 補助事業者は、当該工場等の操業等の開始後10年以内に、当該工場等を譲渡したときは、当該事実が生じた日から10日以内に、その理由及び譲渡した日を、別記様式9の譲渡届により知事に届け出なければならない。

(賃貸型高度物流関連事業における各種届出について)

- 8 賃貸型高度物流関連事業においては、前項1から7までの各届出または報告については、施設設置者が行うものとする。

第11 規則で定める申請書等に、事業者が添付しなければならない書類等

1 立地計画認定申請書（規則別記第1号様式）

- (1) 工場等見取図
- ア 工場等位置図
- イ 工場等の内部配置図
- ウ 設備配置図（設備明細と金額の一覧表を含む。）
- (2) 生産工程図（製造業に限る。）
- (3) 規則別表第1の類型Ⅱの工業団地の区分による認定を受けようとする場合にあっては、工業団地の地域内に立地したことを証する書類（別記様式10によるもの）
- (4) 規則別表第2の備考の3で規定する環境配慮型データセンター（投資額が20億円以上のものに限る。）として認定を受けようとする場合にあっては、
- ア 規則の別記第1号様式の別紙の4（6）のア及びイに記載した電力量の積算内容を記載した書類
なお、「ア 空調設備に通常必要な年間消費電力量」とは、電子計算機に係る年間冷房負荷量から算出した消費電力量（外気や自然エネルギーを活用しない状態でサーバーの発熱量に対応するための冷房に消費されると想定される電力量）をいう。
- イ 自然エネルギーを活用するために設置する設備の種別（太陽光発電、風力発電、雪氷冷熱利用施設等）及びその設備の配置図
- ウ データセンターの空調に係る設備図面

- (5) 規則別表第3の8に掲げる新エネルギー供給業の認定を受けようとする場合にあっては、
 - ア 電力会社との系統連系に係る各種契約書
 - イ 系統図
 - ウ その他説明資料
- (6) 規則別表第3の11に掲げる高度物流関連事業の認定を受けようとする場合にあっては、対象要件を満たすことが確認できる書類。なお、賃貸型高度物流関連事業については上記の書類に加えて第4の5(1)のエに規定する賃貸契約書の写しを提出すること。
- (7) 規則別表第2に規定する環境配慮型工場等として認定を受けようとする場合にあっては、
 - ア 規則の別記第1号様式の別紙の4(7)のア及びイに記載した二酸化炭素排出量の積算内容を記載した書類(別記様式12に基づき算出すること)
 - イ 導入する省エネルギーのための先進的な設備の種別及びその省エネルギー性能が記載されたカタログ等及びその配置図並びに新エネルギーを活用するために設置する設備の種別(太陽光発電、風力発電、雪氷冷熱利用施設等)及びその設備の配置図。なお外部から新エネルギー由来の電力を購入する場合は「グリーン電力証書」等の新エネルギー由来の電力であることを証明する書類の写しを提出すること。
- (8) 会社にあつては、次の事項を記載した書類(会社以外の法人にあつては、これに準ずるもの)
 - ア 会社の沿革及び現況(主要株主と持株比率の記載を含む。)
 - イ 道外の既存工場等の所在地及び名称、生産能力(工場に限る。)並びに雇用者数
 - ウ 最近3期の事業報告書、貸借対照表及び損益計算書(新会社の場合は、設立総会の議事録等、設立の主旨が示された資料)
 - エ 定款
- (9) 法人にあつては、法人の登記事項証明書
- (10) 企業立地促進費補助金認定申請に関する確認書(別添様式1)
- (11) 建物内に対象外部分がある場合の建物及び建物付属設備の面積按分計算表(別添様式2-1)
- (12) 更新を伴う増設に該当する場合の建物及び建物付属設備の面積按分計算表(別添様式3-1)
- (13) 実質的に雇用期間の定めのない者と同様の者を雇用増として取り扱う場合には申立書(別添様式4)
- (14) その他参考となるもの

2 立地計画変更認定申請書(規則別記第2号様式)

- (1) 変更の内容に対応する、前項に定める添付書類

3 認定承継承認申請書(規則別記第3号様式)

- (1) 承継の事実を証する書類の写し(営業譲渡契約書、売買契約書等)
- (2) 承継人が会社の場合にあつては、次の事項を記載した書類(会社以外の法人の場合にあつては、これに準ずるもの)
 - ア 会社の沿革及び現況
 - イ 道外の既存工場等の所在地及び名称、生産能力(工場に限る。)並びに雇用者数
 - ウ 最近3期の事業報告書、貸借対照表及び損益計算書
 - エ 定款
- (3) 承継人が法人の場合にあつては、法人の登記事項証明書
- (4) その他参考となるもの

4 認定辞退届(規則別記第4号様式)

- (1) 立地計画認定通知書の写し
- (2) 認定計画の変更認定を受けている場合にあっては、認定計画変更認定通知書の写し

5 補助金交付申請書(規則別記第5号様式)

- (1) 法人にあつては、法人税法施行規則(昭和40年大蔵省令第12号)別表16(一)、(二)又は(四)の減価償却資産の償却額の計算に関する明細書の写し
- (2) 規則別表第2の類型IIの基準XIIに基づく第4欄イに規定する補助金の交付申請にあつては、別記様式11
- (3) 規則第2条第1項第3号に規定する「出向者」で知事が認めた者を有する場合にはその者の住民票の写し
- (4) 賃貸型高度物流関連事業の場合は、当該高度物流関連事業の施設における施設設置者と物流業者との賃貸契約書
- (5) 建物内に対象外部分がある場合の建物及び建物付属設備の面積按分計算表(別添様式2-2)
- (6) 更新を伴う増設に該当する場合の建物及び建物付属設備の面積按分計算表(別添様式3-2)
- (7) 実質的に雇用期間の定めのない者と同様の者を雇用増として取り扱う場合には確約書(別添様式5)
- (8) その他参考となるもの

附則

この要領は、平成20年4月1日から適用するものとする。

附則

この要領は、平成21年4月1日から適用するものとする。

附則

この要領は、平成21年11月20日から適用するものとする。

附則

この要領は、平成22年4月1日から適用するものとする。

附則

この要領は、平成22年10月1日から適用するものとする。

附則

この要領は、平成23年1月1日から適用するものとする。

附則

この要領は、平成24年4月1日から適用するものとする。

附則

この要領は、平成26年4月1日から適用するものとする。

附則

この要領は、平成30年4月1日から適用するものとする。

附則

この要領は、令和4年4月1日から適用するものとする。